

(表)

軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替用)

下記のとおり決定しましたので通知します。



世帯番号			
通知番号			
識別番号			
初度検査年月			
【納付者氏名】			

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

◎上記口座より自動振替されますので、振替不能にならないようご注意ください。

標 識 番 号	車 種
税 額	円

納 期 限

(裏)

税率表			
種 別	税率(円)	種 別	税率(円)
自原動機付 二輪	50 cc 以下	四輪貨物	4,000
	90 cc 以下		① 5,000
	125 cc 以下		② 6,000
	ミニカー		3,000
三輪	3,600	小型特殊	① 3,800
	3,100		② 4,500
四輪乗用	① 3,900	農耕用	2,000
	② 4,600	その他	5,900
		二輪の小型	6,000
四輪乗用	① 10,800		
	② 12,900		
	① 5,500		
	② 6,900		
	② 8,200		

①は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両で、軽課(グリーン化特例)対象外の車両の税率。
 ②は、重課税率(最初の新規検査から13年経過した三輪、四輪の軽自動車)。

軽課税率(グリーン化特例: 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいもの)

軽課税率の対象	電気自動車・天然ガス自動車	乗用車はR2年度燃費基準+30%達成車 貨物車はH27年度燃費基準+35%達成車	乗用車はR2年度燃費基準達成車+10%達成車 貨物車はH27年度燃費基準+15%達成車	
三輪	1,000	2,000	3,000	
四輪	乗用 営	1,800	3,500	5,200
	乗用 自	2,700	5,400	8,100
	貨物 営	1,000	1,900	2,900
	貨物 自	1,300	2,500	3,800

○新規登録・譲渡・廃車等をする場合は、お手数ですが、各担当所に届出願います。
 原付・小型特殊→現住所地の市(区)役所・町村役場
 4輪・2輪のトレーラー→現住所地税務課の軽自動車協会
 126CC以上の2輪各種(軽2輪・小型2輪・2輪小型)→現住所地税務課の運輸支局

1 不服申立

①この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

②前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、決定(以下「処分」といいます。)の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。

2 納期限までに納税されない場合

①納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間はその年の延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合)を乗じて計算します。

②納期限までに税金を完納しないため督促状の送付を受け、かつ、その督促状を發した日から10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

○この納税通知書についての問い合わせ先
 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
 美唄市 税務課 資産税係
 電話(0126)62-3140番(直通)